

株式交換に係る事前開示書類

2025 年 10 月 10 日

株式会社 GENDA

株式会社メロ・ワークス

2025 年 10 月 10 日

株式交換に係る事前開示書類

(株式交換完全親会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項
株式交換完全子会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚
[印]

神奈川県横浜市南区共進町三丁目 63 番地
株式会社メロ・ワークス
代表取締役 金本 重徳 [印]

株式会社 GENDA（以下「GENDA」といいます。）及び株式会社メロ・ワークス（以下「メロ・ワークス」といいます。）は、2025 年 9 月 25 日付で株式交換契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、GENDA を株式交換完全親会社、メロ・ワークスを株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 11 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号及び第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号及び第 3 項並びに第 193 条第 1 号）

GENDA は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時におけるメロ・ワークスの株主（但し、GENDA を除きます。以下「本割当対象株主」といいます。）に対し、その保有するメロ・ワークスの株式の総数に、25,744 を乗じて得られる数の GENDA の株式を交付する。GENDA 及びメロ・ワークスは、諸般の事情を総合的に考慮し、協議・検討を行った結果、上記の事項について合意しており、GENDA は、当該事項は相当なものであると判断しております。

また、本株式交換に伴い増加する GENDA の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、GENDA が適当に定めることとしております。GENDA は、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとの観点から、会社計算規則及び公正な会計基準に従って定める方針であり、GENDA 及びメロ・ワークスは上記の事項は相当であるものとして合意しました。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

メロ・ワークスの総株主の同意に基づき、該当事項の記載を全て省略します（会社法施行規則第 184 条第 4 項）。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号及び第5項並びに第193条第2号）

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第184条第1項第4号及び第6項並びに第193条第4号）

- (1) 株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- (1) GENDAは、2025年3月3日付で、株式会社SMART EXCHANGE（旧商号：株式会社アクトプロ）の発行済株式の全部を取得しました。
- (2) GENDAは、2025年5月29日を受渡期日として、海外募集による新株発行を行いました。払込金額の総額は18,452,000,000円、募集株式の種類及び数は当社普通株式20,000,000株となります。
- (3) GENDAは、2025年6月27日付で、Pixel Intermediate Holding Corporationの株式取得資金を調達する目的で、複数の金融機関から総額200億円の借入れを行いました。
- (4) GENDAは、2025年6月30日を払込期日とする無担保社債（発行総額33億円、償還期限2028年6月30日）を発行しております。
- (5) GENDAは、2025年7月3日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社レモネード・レモニカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。
- (6) GENDAは、2025年8月1日付で、株式会社エイガ・ドット・コムが発行済株式の100%を取得しました。
- (7) GENDAは、2025年10月1日付で、株式会社キャラットの発行済株式の100%を取得しました。

6. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第184条第6項第2号及び第193条第3号）

- (1) 株式交換完全子会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙3に記載のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

メロワークスは、株式会社 M's Fund との間で、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式会社 M's Fund を新設承継会社、メロワークスを分割会社とする新設分割を行っております。

7. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号及び第 193 条第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項又は第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1（株式交換契約書）

（添付のとおり）

株式交換契約書

株式会社 GENDA（以下「甲」という。）及び株式会社メロ・ワークス（以下「乙」という。）は、2025 年 9 月 25 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：株式交換完全親会社

（商号）株式会社 GENDA

（住所）東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(2) 乙：株式交換完全子会社

（商号）株式会社メロ・ワークス

（住所）神奈川県横浜市南区共進町三丁目 63 番地

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 25,744 を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 25,744 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則に定めるところに従って、甲が定める。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2025 年 11 月 1 日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第 796 条第 3 項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲及び乙は、第 5 条の定めに基づく効力発生日の変更について協議するとともに、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する乙の株主総会の決議を求める。

第 7 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本株式交換の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項但書に定める甲の株主総会若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に各当事者がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年9月25日

甲：東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に各当事者がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的处理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年9月25日

乙：神奈川県横浜市南区共進町三丁目63番地
株式会社メロ・ワークス
金本 重徳

別紙 2（株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

貸借対照表（2025年1月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,689
現金及び預金	10,335
売掛金	655
前払費用	75
関係会社短期貸付金	11,374
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,646
その他	601
固定資産	34,601
有形固定資産	93
建物	79
工具、器具及び備品	13
その他	0
無形固定資産	50
ソフトウェア	44
その他	6
投資その他の資産	34,457
投資有価証券	464
関係会社株式	22,946
関係会社長期貸付金	10,736
長期前払費用	3
敷金	309
貸倒引当金	△9
その他	7
資産合計	59,291

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,773
短期借入金	10,208
関係会社短期借入金	4,120
1年内返済予定の長期借入金	4,933
未払金	335
未払費用	10
未払法人税等	41
預り金	47
前受収益	4
その他	70
固定負債	19,008
長期借入金	18,900
資産除去債務	81
繰延税金負債	20
その他	6
負債合計	38,781
純資産の部	
株主資本	20,512
資本金	7,436
資本剰余金	12,777
資本準備金	11,862
その他資本剰余金	915
利益剰余金	299
その他利益剰余金	299
繰越利益剰余金	299
自己株式	△0
評価・換算差額等	△7
その他有価証券評価差額金	△7
新株予約権	4
純資産合計	20,509
負債純資産合計	59,291

損益計算書（2024年2月1日から2025年1月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		2,867
営業費用		1,741
営業利益		1,126
営業外収益		
受取利息	182	
受取補償金	7	
為替差益	31	
その他	0	221
営業外費用		
支払利息	321	
株式交付費	128	
融資手数料	140	
その他	19	609
経常利益		738
特別利益		
関係会社株式売却益	65	65
特別損失		
関係会社株式評価損	305	305
税引前当期純利益		498
法人税、住民税及び事業税	36	
法人税等調整額	39	76
当期純利益		421

株主資本等変動計算書

(2024年 2月 1日から
2025年 1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	2,160	3,387	915	4,302	△121	△121	△0
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	5,275	5,275		5,275			10,550
株式交付による増加		3,200		3,200			3,200
当 期 純 利 益					421	421	421
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△0
当 期 変 動 額 合 計	5,275	8,475	—	8,475	421	421	△0
当 期 末 残 高	7,436	11,862	915	12,777	299	299	△0

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価 証券差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	—	—	5	6,346
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,550
株式交付による増加				3,200
当 期 純 利 益				421
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7	△7	△1	△9
当 期 変 動 額 合 計	△7	△7	△1	14,162
当 期 末 残 高	△7	△7	4	20,509

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法（ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金等となります。

経営指導料については、契約内容に応じたサービスの子会社へ提供することが履行義務であり、経営指導料等の提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金に

については配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度518百万円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	22,946百万円
関係会社短期貸付金	11,374百万円
関係会社長期貸付金(1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含む)	12,382百万円
関係会社株式評価損	305百万円
貸倒引当金繰入額	14百万円

(注) 貸倒引当金繰入額は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。関係会社貸付金の評価は、対象会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、利益計画等に基づき回収可能性を判断したうえで、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

これらは将来の不確実な経済環境や当該関係会社の経営状況の変動などによって影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

被保証者	保証金額	内容
株式会社GENDA GiGO Entertainment	4,456百万円	金融機関からの借入
株式会社GENDA GiGO Entertainment	0百万円	建物の賃貸借契約
株式会社シン・コーポレーション	1,370百万円	金融機関からの借入
株式会社シン・コーポレーション	30百万円	金融機関からの社債
株式会社アレスカンパニー	416百万円	金融機関からの借入
ギャガ株式会社	90百万円	金融機関からの借入
Kiddleton, Inc.	202百万円	建物の賃貸借契約
計	6,567百万円	

3. 併存的債務引受による連帯債務

2021年8月1日付の弊社を分割会社、株式会社GENDA Gamesを承継会社とする吸収分割、並びに2024年6月1日付の株式会社GENDA Gamesを分割会社、株式会社アレスカンパニーを承継会社とする吸収分割により、同社が承継した長期借入金について、次のとおり併存的債務引受けを行っております。

株式会社アレスカンパニー 447百万円

4. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関との銀行取引に関連し、債務保証枠を設定しております。なお、当事業年度末における保証の極度額と実行残高は次のとおりであります。

Kiddleton, Inc.	
極度額	1,544百万円
実行残高	772百万円
伍彩匯業(広州)貿易有限公司	
極度額	105百万円
実行残高	一百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,221百万円
長期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	112百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 2,866百万円

営業費用 98百万円

営業取引以外の取引高 2,538百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 188株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 93百万円

資産除去債務 24百万円

未払事業税 14百万円

投資有価証券評価損 3百万円

未払費用 1百万円

その他 9百万円

繰延税金資産小計 146百万円

評価性引当額 △125百万円

繰延税金資産合計 20百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用 △20百万円

関係会社株式売却益 △20百万円

繰延税金負債合計 △40百万円

繰延税金負債の純額 △20百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社GENDA G i G O Entertainment	所有 直接 100%	経営指導 システム開発の受託 取締役の派遣 監査役の兼任 資金の貸付 (CMS) 債務保証	経営指導 (注) 1	1,335	売 掛 金	408
				受取配当金	550	未 収 入 金	400
				CMS資金貸借 (注) 2	17,599	関係会社短期 貸 付 金	9,023
						1年内回収予 定の関係会社 長 期 貸 付 金	958
						関係会社長期 長 期 貸 付 金	7,618
				CMS利息の受取 (注) 2	110	未 収 利 息	19
				子会社株式の 売却 (注) 3	2,288	—	—
子会社	株式会社シン・ コーポレーション	所有 直接 96.92% 間接 3.08%	経営指導 システム開発の受託 取締役の兼任 資金の貸付 資金の借入 (CMS) 債務保証	債務保証 (注) 4	4,457	—	—
				経営指導 (注) 1	330	売 掛 金	111
				資金の貸付 (注) 5	3,000	1年内回収予 定の関係会社 長 期 貸 付 金	600
						関係会社長期 長 期 貸 付 金	2,200
				利息の受取 (注) 5	15	未 収 利 息	2
				CMS資金貸借 (注) 2	1,281	関係会社短期 借 入 金	1,281
				CMS利息の支払 (注) 2	0	未 払 利 息	—
子会社	株 式 会 社 シ ャ ム	所有 直接 100%	経営指導 取締役の派遣 監査役の兼任 資金の借入 (CMS)	債務保証 (注) 4	1,400	—	—
				CMS資金貸借 (注) 2	2,738	関係会社短期 借 入 金	2,738
子会社	株式会社アレス カンパニー	所有 直接 100%	経営指導 監査役の兼任 資金の貸付 (CMS) 債務保証	CMS利息の支払 (注) 2	4	未 払 利 息	—
				債務保証 (注) 4	863	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ギャガ株式会社	所有 直接 78.05%	管理業務の受託 取締役の兼任 監査役の兼任 資金の貸付 資金の貸付 (CMS) 債務保証	資金の貸付 (注) 5	1,250	関係会社長期 貸付金	—
				資金の回収 (注) 5	1,950		
				利息の受取 (注) 5	12	未収利息	—
				CMS資金貸借 (注) 2	1,914	関係会社短期 貸付金	1,657
						1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	42
						関係会社長期 長期貸付金	214
				CMS利息の受取 (注) 2	9	未収利息	0
子会社	Kiddleton, I n c .	所有 間接 100%	経営指導 取締役の派遣 債務保証	増資の引受 (注) 6	1,747	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営規模、業界動向等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。
2. CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 資金貸借については、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略し期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 子会社株式の売却価額については、妥当性を確保するために、直近取引時の時価を参考に取引価格を算定しております
4. 営業取引に対する債務及び金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額は、期末残高の債務残高を記載しております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 増資の引受には、デット・エクイティ・スワップによる現物出資を含んでおります。なお、当該株式は期中で子会社に売却しております。

2 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	申 真 衣	被所有 直接 4.54%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使 (注)	395	—	—
役員	渡 邊 太 樹	被所有 直接 0.31%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使 (注)	42	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2018年10月5日及び2021年4月1日開催の当社取締役会の決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 261円86銭

1株当たり当期純利益 5円78銭

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 (重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

企業結合等に関する注記については、「連結注記表 (企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年3月26日	
株式会社GENDA 取締役会 御中		三優監査法人 東京事務所	
		指 定 社 員	公認会計士 山 本 公 太
		業 務 執 行 社 員	
		指 定 社 員	公認会計士 畑 村 国 明
		業 務 執 行 社 員	
		指 定 社 員	公認会計士 古 屋 大 造
		業 務 執 行 社 員	
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GENDAの2024年2月1日から2025年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

附属明細書（2024年2月1日から2025年1月31日まで）

（単位：百万円）

（1）有形固定資産及び無形固定資産の明細

区 分	資 産 の 種 類	期首帳簿価	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期末帳簿価	減価償却累計額
有形固定資産	建 物	84	1	－	6	79	15
	工具、器具及び備品	11	7	－	5	13	15
	そ の 他	2	0	－	2	0	7
	計	98	9	－	14	93	37
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	2	47	－	6	44	－
	そ の 他	10	23	28	－	6	－
	計	13	71	28	6	50	－

（2）引当金の明細

科 目	当 期 首 残	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸 倒 引 当 金 （ 固 定 ）	－	9	－	9
計	－	9	－	9

(3) 営業費用の明細

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	134	
給 与 手 当	763	
賞 与	1	
法 定 福 利 費	117	
福 利 厚 生 費	11	
諸 会 費	2	
教 育 訓 練 費	0	
採 用 教 育 費	64	
消 耗 品 費	14	
地 代 家 賃	56	
賃 借 料	5	
外 注 費	22	
保 険 料	2	
水 道 光 熱 費	1	
広 告 宣 伝 費	95	
市 場 調 査 費	0	
荷 造 運 賃	0	
旅 費 交 通 費	38	
通 信 費	3	
交 際 費	18	
会 議 費	21	
減 価 償 却 費	20	
新 聞 図 書 費	0	
租 税 公 課	69	
支 払 手 数 料	202	
支 払 報 酬	70	
計	1,741	

別紙 3（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容）

（添付のとおり）

残高試算表（月次・期間）

1 頁

貸借対照表

株式会社メロ・ワークス

平成15年 12月度

税抜 単位：円

勘定科目	前月繰越	当月借方	当月貸方	当月残高	構成比
現金	0	3,000,000	0	3,000,000	100.00
現金・預金合計	0	3,000,000	0	3,000,000	100.00
売上債権合計	0	0	0	0	0.00
有価証券合計	0	0	0	0	0.00
棚卸資産合計	0	0	0	0	0.00
他流動資産合計	0	0	0	0	0.00
流動資産合計	0	3,000,000	0	3,000,000	100.00
有形固定資産計	0	0	0	0	0.00
無形固定資産計	0	0	0	0	0.00
投資その他の資産合計	0	0	0	0	0.00
固定資産合計	0	0	0	0	0.00
繰延資産合計	0	0	0	0	0.00
資産合計	0	3,000,000	0	3,000,000	100.00
仕入債務合計	0	0	0	0	0.00
他流動負債合計	0	0	0	0	0.00
流動負債合計	0	0	0	0	0.00
固定負債合計	0	0	0	0	0.00
負債合計	0	0	0	0	0.00
資本金	0	0	3,000,000	3,000,000	100.00
資本金合計	0	0	3,000,000	3,000,000	100.00
新株式申込証拠金合計	0	0	0	0	0.00
資本準備金合計	0	0	0	0	0.00
その他資本剰余金合計	0	0	0	0	0.00
資本剰余金合計	0	0	0	0	0.00
利益準備金合計	0	0	0	0	0.00
任意積立金合計	0	0	0	0	0.00
当期純損益金額	0		0	0	0.00
繰越利益剰余金合計	0	0	0	0	0.00
その他利益剰余金合計	0	0	0	0	0.00
利益剰余金合計	0	0	0	0	0.00
自己株式合計	0	0	0	0	0.00
自己株式申込証拠金合計	0	0	0	0	0.00
株主資本合計	0	0	3,000,000	3,000,000	100.00
評価・換算差額等合計	0	0	0	0	0.00
新株予約権合計	0	0	0	0	0.00
純資産合計	0	0	3,000,000	3,000,000	100.00
負債・純資産合計	0	0	3,000,000	3,000,000	100.00